

甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた福祉事業所等の事業継続を支援するため、予算の範囲内において甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに対し、甲良町補助金交付規則（昭和52年規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において福祉事業所等とは、次に掲げる事業者がその事業を行う事業所をいう。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定するサービスを行う事業者
- (2) 介護保険法第8条の2に規定するサービスを行う事業者
- (3) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次号において「障害者総合支援法」という。)第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等
- (5) 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (7) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (8) 甲良町包括的介護予防施設設置等に関する条例（平成21年条例第27号）第9条の規定により指定管理を受けている事業所

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、福祉事業所等を運営する法人等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人は除く。

- (1) 町内で福祉事業所等を運営しており、**原油・電気・ガス等の物価高騰により直接影響を受けているもの。**
- (2) 法人等の代表者、役員その他当該法人等を実質的に関与している者が、甲良町暴力団排除条例(平成23年条例第10号)第2条に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者として町長が定めるものでないこと。
- (3) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間において町民に対し、事業を行った実績があること。
- (4) 令和4年12月末日までに事業廃止を行う予定がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が支援金の交付をすることが適当でないと認める者については、交付対象としない。

(支援金の区分、内容および交付限度額)

第4条 支援金の内容は、別表に定めるとおりとする。

2 支援金の交付は、1法人につき1回限りとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月31日までに甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、当該申請書兼請求書の審査及び必要に応じて行う事情聴取等により、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定を取消し、支援金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が支援金の交付が適当でないとき。

(交付手続の特例)

第8条 この支援金の交付においては、第5条の規定による交付の決定の通知に規則第13条の規定による額の確定の通知を併合することとし、規則第12条の規定による実績報告は第5条に定める申請および提出書類をもって代えることとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

支援金の区分	基準単価	支援金交付額
原油高騰に対する負担軽減支援金	12,000円	対象事業を実施している施設が保有する自動車（二輪を除く）1台あたりに対し基準単価を乗じた額
電気・ガスの価格高騰に対する負担軽減支援金	4,000円（通所） 8,000円（入所）	対象事業を実施している施設の定員1人あたりに対し基準単価を乗じた額

甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

甲良町長 様

申請者

住 所

法 人 名

代表者名

印

甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請（請求）します。

なお、この申請書及び関係書類に記載している内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 申請額（請求額） _____ 円

内訳

支援金の区分	基準単価	支援対象		支援金額
原油高騰に対する負担軽減支援	12,000円	対象事業を実施している施設が保有する自動車（二輪除く）	台	円
電気・ガスの価格高騰に対する負担軽減支援	(通所) 4,000円	対象事業を実施している施設の定員	人	円
	(入所) 8,000円		人	円
合 計				円

2. 添付書類

- ①自動車車検証の写し ②施設の定員がわかるもの

3. 振込先

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義（フリガナ）

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書

様

甲良町長 印

令和 年 月 日付で申請のあった甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金については、甲良町福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

支援金交付決定額 _____ 円